

第二期 千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について（案）

1 計画策定の趣旨

- 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、平成24年に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。
- 平成27年度からの新制度において、住民に最も身近な市町村が、新制度の実施主体として、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定の上、認定こども園・幼稚園・保育所などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っている。
- 県では、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要とされる施策を講じるため、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定している。
- 今年度は、平成27年度から令和元年度までの現計画の最終年度となるため、県の関係諸計画との調整を図りながら、次期計画の策定を行う。

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法62条の規定による「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 認定こども園・幼稚園・保育所などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う。

3 次期計画の策定方法

- 次世代育成支援対策推進法第9条の規定による「次世代育成支援行動計画」と子ども・子育て支援法第62条の規定による「子ども・子育て支援事業支援計画」を一体的に策定する。
- 次期計画は、次世代育成支援行動計画について協議する次世代育成支援対策千葉県協議会と、子ども・子育て支援事業支援計画について協議する千葉県子ども・子育て会議において、課題や施策の方向性について検討する。

子ども・子育て会議：子ども・子育て支援法第77条第4項

次世代育成支援対策千葉県協議会：次世代育成支援対策推進法第21条第1項

- 関連計画について、関係課との連携を密にして、関係団体の意見を反映させるとともに、パブリックコメントで、子育て中の親等を含む県民から広く意見を伺う。
- 「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン(千葉県総合計画)」や「第三次 千葉県地域福祉支援計画」等の関連諸計画との整合を図る。
- 「新・放課後子ども総合プラン」、児童福祉法改正等及び関連施策の動向を反映させる。
- 国が示す基本指針^{*}に即し、各市町村が「量の見込み」の算出等の考え方を活用して、各市町村における子ども・子育て会議の議論を経て、市町村計画を定める。県は基本方針に即して、各市町村の見込みを受け、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定める。

※次頁「子ども・子育て支援法に基づく基本方針の改正（案）について」

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
次世代育成支援行動計画	新千葉県次世代育成支援行動計画 (前期計画)(5年間(H27~R1))				次期 計画 策定	(仮称)新千葉県次世代育成支援行動計画 (後期計画)及び (仮称)第二期千葉県子ども・子育て 支援事業支援計画 を一体的に策定 (5年間(R2~6))				
千葉県子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援事業 支援計画(5年間(H27~R1))									

4 次期計画の策定スケジュール(令和元年度)

7月	課題の整理(次世代協議会、子ども・子育て会議)
9月~10月	骨子案・計画素案協議(次世代協議会、子ども・子育て会議)
11月~12月	計画案協議(次世代協議会、子ども・子育て会議)
12月~1月	パブリックコメント・市町村意見照会
2月	計画最終案協議(次世代協議会、子ども・子育て会議)
3月	総合調整(次世代推進本部会議)、計画の決定

※ 公表は、令和2年4月を予定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（案）について

令和元年6月25日開催
子ども・子育て会議（第43回）
の資料より抜粋

改正の背景

- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正を行う。
- そのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正を行う。

改正の内容

（1）「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・ 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。（第三の二三（二）関係）
- ・ 目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80％程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。（別表第三の三関係）

（2）児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。（第三の三二（一）、四五（一）、別表第三の四関係）
 - ・ 子どもへの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・ 児童虐待の発生予防・早期発見・発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもへの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四五（二）関係）

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
 - ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。(第三の一六関係)
 - ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二二(一)、(二)(1)関係)
 - ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二二(二)(1)関係)
 - ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項(第三の三二(三)関係)及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項(第三の四五(四)関係)に追加すること。
- また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四五(四)関係)
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六三関係)

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二四関係)
- ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。(第三の四三関係)

※ そのほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正(文言の整理)等を行う。

適用期日

令和2年(2020年)4月1日 ※(4)及び幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正は本年10月1日